

環 第 295 号

平成16年9月8日

袖ヶ浦市長 小泉 義 弥 様

千葉県知事 堂 本 暁 子

(仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業に係る環境影響  
評価準備書に対する意見(通知)

平成16年3月12日付け袖都北第287号で送付のあった標記準備書について、千葉県環境影響評価条例第21条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該準備書について、環境の保全の見地に立ち、大気質・水質・自然環境等の調査、予測及び評価並びに環境保全対策を慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、袖ヶ浦市中心部において実施される土地区画整理事業の一環として40ヘクタールを超える区域を埋め立てる計画であり、また対象事業実施区域周辺に民家が存在することから、環境影響の低減に一層の努力を払うとともに、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置についても検討するようお願いします。

記

1 自然環境にかかわる事項

- (1) タブノキ群落及びその周囲の低湿地区域を現況保全するとともに、重要な種であるタコノアシ等の当該保全区域への移植を検討すること。
- (2) サンザイボカラ池の動植物、生態系及び水位等への影響が懸念されることから、当該事業実施区域及びその周辺地域の水文環境を踏まえて、サンザイボカラ池の自然環境への影響について、予測・評価すること。

- ( 3 ) 当該事業の進捗にあわせて別途袖ヶ浦市による奈良輪第一雨水幹線の改修工事が行われることから、改修後の状況を勘案し、動物、陸水生物及び生態系の予測・評価を見直すこと。
- ( 4 ) 当該事業実施区域内の重要な動植物について、周辺地域における分布状況及び周辺地域において保全されるとする根拠を明確にすること。また、事業者である袖ヶ浦市の施策により周辺地域の保全を図る場合は、その保全に配慮して施策を推進すること。

## 2 監視計画にかかわる事項

- ( 1 ) 水質、騒音及び振動について、埋立て中は監視のための調査の頻度を年 1 回以上とすること。
- ( 2 ) 降下ばいじんについて、埋立て中は監視のための調査の頻度を年 4 回とすること。
- ( 3 ) 生態系を事後調査項目に追加すること。
- ( 4 ) 植物、動物、陸水生物及び生態系について、適切な指標種及び手法を選定の上、事後調査を実施すること。
- ( 5 ) 植物、動物、陸水生物及び生態系について、埋立て工事終了後まで調査期間を延長し、適切な間隔で事後調査を実施すること。また、指標種の特性を踏まえ、それぞれ適切な季節に事後調査を実施すること。
- ( 6 ) サンザイボカラ池の水位等について、事後調査を実施すること。